

★マイナンバー問い合わせ一覧★

No.	問い合わせ内容	回答
1	番号収集方法はどちらがいいか？	年末調整時期に扶養控除申告書にて集め、乙欄の人については、通知カードのコピーを直接、もしくは郵送にて提出いただくのが集めやすいと思います。その際に、必ず本人確認を忘れずに行ってください。
2	マイナンバー関連で別途費用は発生するか？ どのようなことにいくら発生するか？	番号回収を外部に委託する場合は、その費用は発生します。また、マイナンバーの弊社初期設定費用として各社1万円程度別途ご請求させていただきます。ご了承ください。
3	取得方法について 提示されたa、b、cのうち、一般的で社員2～3名の規模に合うのはaとの認識でよいか？	aが適切です。
4	利用状況記録は必要か？	記録票として残すことは必須ではございません。ただし、マイナンバーが漏えいした際に、その人のマイナンバーが、いつ、どこで、何のために使用されたかが追う必要がありますので、データのログを残したり、送付状や申請書のデータを日付がわかるように残しておく必要はあります。
5	利用状況記録は誰が作成するのか？	基本的には、弊社でマイナンバーを扱うため、弊社担当者が利用状況がわかるようにいたします。お客様自身が作成することは必須ではございません。
6	外国人は在留カードある人はマイナンバーが通知されるのか？	在留カードがある方＝住民票登録がある方、のためマイナンバーが通知されます。
7	廃業証明書は必須か？	委託先(社労士、税理士事務所)にて委託元のマイナンバーを廃業する場合は、廃業証明書の作成が必須になります。なので、弊社で番号を入手して利用する委託契約である限り作成してクライアントに渡さないといけません。
8	マイナンバーを住所など他の個人情報と一緒にデータ保管してよいか？	委託契約上、マイナンバーの利用目的しか明記していないため、一緒に他の個人情報を保管してはいけません。委託契約書にて、マイナンバーとあわせて、他の個人情報を取得し利用する目的を明記していれば、一緒に保管しても問題ありませんが、弊社と貴社との契約書だけの場合、一緒に保管はできません。
9	源泉徴収票にはマイナンバーを記載するのか？	所得税法改正により、本人交付分の源泉徴収票には、個人番号の記載はしないことになりました。 https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdf ※税務署提出用には記載します。 ※支払調書については改正されていませんので、本人交付分にも記載が必要です。
10	住民税関係の書類にはマイナンバーを記載するのか？	特別徴収へ切り替える際の切替申請書には記載が必要となります。また、「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届」については、市区町村によっては記載が必要となる市区町村もあるようです。
11	扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をすることで、個人番号の記載に代えることはできるのか？	平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要がありますので、その記載内容が前年以前と異動がない場合であっても、原則、その記載を省略することはできません。 しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載をしなくても差し支えありません。 なお、給与支払者において保有している個人番号と個人番号の記載が省略された者に係る個人番号については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

その他のQ&A

- マイナンバー対策準備室

<http://mynumber.acube-ac.com/members/contact.html>

- 政府広報オンライン クイズとよくあるご質問

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/faq/>

- 国税庁 社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQ(平成27年11月10日現在)

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQindex.htm>